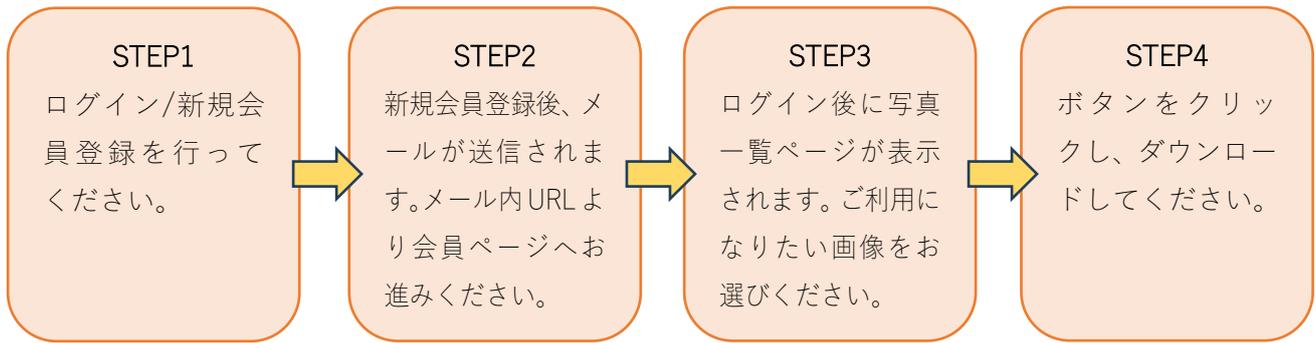


## フォトライブラリー（無料ダウンロード）ご利用ガイド



### 諏訪湖祭実行委員会 写真デジタルデータ利用規約

この規約は、諏訪湖祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、フォトライブラリーに登録されている写真デジタルデータ（以下、「写真データ」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めます。

#### 1. 写真データ貸出の趣旨

フォトライブラリーに登録されている画像は、諏訪湖祭実行委員会が諏訪湖の花火を目的とした広報活動に利用していただくために、無償で下記条件の下における利用を許諾するものです。

#### 2. 権利の帰属

- (1) 写真データは、著作権法その他の無体財産権に関する法令及び条例によって保護されています。
- (2) 写真データの著作権は、実行委員会及び実行委員会に写真を提供した第三者に帰属します。そのため写真データは、著作権法上認められた例外を除き、使用許諾権を持つ実行委員会の許可なく無断で転載、複製、販売及び貸与等の利用をすることはできません。
- (3) 写真データは、本規約に規定される条件のもとで使用許諾するものであり、実行委員会は使用許諾後も引き続き写真の使用許諾権を保持します。

#### 3. 使用趣旨

利用者は、善良な管理者の注意をもって写真データを取り扱わなくてはなりません。

#### 4. 使用許諾の範囲

実行委員会は下記に掲げる場合を除いた諏訪湖祭湖上花火大会の観光振興を目的とした広報活動に限り、写真データの使用を許諾します。

- (1) 写真データの画像素材自体に商品性が依存するものを製造、販売すること（販売用の絵葉書、カレンダー、デジタルデータ集、商品カタログ等）
- (2) 諏訪湖祭湖上花火大会及び実行委員会の観光施策やその実施に反するもの

- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 犯罪行為に結びつくもの
- (5) 第三者等の著作権を侵害するもの
- (6) 第三者等の財産、プライバシー等を侵害するもの
- (7) その他、各種法令に反するもの

## 5. 利用方法

- (1) 写真データの使用は、1申請で1回限りとします。別目的で使用する場合は、同一写真データであっても再度申請を行ってください。
- (2) クレジットの表記は「諏訪市」と表記してください。

## 6. 使用後の取扱い

利用者は、第三者等の不正使用防止の為、成果物等が完成した後速やかに、制作過程で保存した全てのデジタルデータを消去するものとします。

## 7. 禁止事項

- (1) 4に規定する使用許諾範囲を超えて、写真データを実行委員会に無断で使用することを禁じます。
- (2) 本規約に基づく権利を第三者に譲渡し、写真データを転貸し、または写真データの用途を変更することを禁じます。
- (3) 使用した写真データを単独又はそれに近い形で製品化し、販売などの商行為に利用することを禁じます。
- (4) 写真データの色調等の修正により、当初の写真の持つイメージ変更することを禁じます。
- (5) 写真を拡大しての使用により、データ量不足などで当初の写真の持つイメージを著しく損なうような利用を禁じます。

## 8. 規約違反

- (1) 本規約に違反した場合、許諾された使用权は告知なく即時消滅します。
- (2) 利用者が本規約のいずれかに違反した場合、または実行委員会との信頼関係が失われるような行為が認められた場合には、実行委員会はいつでも写真データの使用を差し止めることができるものとします。また、以降の写真データの貸出をお断りする場合があります。

## 9. 免責

- (1) 写真データの使用は、利用者の責任にて行ってください。写真データの使用により損害又は不利益が生じたとしても、実行委員会は、その損害又は不利益について、一切責任を負いません。
- (2) 実行委員会は、フォトライブラリーの内容について、その正確性、有用性及び完全性等を保証するものではありません。また、当該内容に起因して利用者その他第三者に不利益又は損害が発生したとしても、実行委員会は、実行委員会の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負いません。

- (3) 写真データの被写体としての人物、物品及び場所等に関する肖像権、商標権、著作権、特許権及び利用権等の権利の処理が必要な場合は利用者が行うものとします。実行委員会は、これらの諸権利に起因する紛争等について一切責任を負いません。

#### 10. 成果品の提出

利用者は、写真データを使用し、制作した成果物を、後日実行委員会へ提出しなければなりません。雑誌・書籍等出版物への掲載の場合、利用者は、完成印刷物 1 部を実行委員会事務局に送付しなければなりません。

新聞・テレビ等のメディアへ掲出の場合は、掲出日・放映日等を実行委員会事務局に連絡しなければなりません。

WEB 等へ掲出の場合は、掲出日・URL 等を実行委員会に連絡しなければなりません。

#### 【成果品提出先】

〒392-8511

長野県諏訪市高島 1-22-30

諏訪市役所 観光課 諏訪湖祭実行委員会 宛

電話番号：0266-52-4141